

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

目 次	ページ
告示	
字の区域の設置(四三・市町村課).....	1
字の区域の変更(四四・市町村課).....	6
生活保護法による医療機関の指定(四五・福祉政策課).....	7
生活保護法による指定医療機関の変更(四六・福祉政策課).....	7
生活保護法による指定医療機関の廃止(四七・福祉政策課).....	7
道路区域の変更(四八・五〇・道路環境課).....	8
開発行為に関する工事の完了(五一・由利地域振興局建設部).....	9
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	9
土地改良区の役員の退任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	9
土地改良区の合併の認可(仙北地域振興局農林部).....	9
県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部).....	10
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	10
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 三件.....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....	13
その他	
平成十六年度行政書士試験の合格者(総務課).....	14

告 示

秋田県告示第四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡飯田川町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があ

つたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。
 平成十七年一月十四日
 秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
南秋田郡飯田川町下虻川字新田南	南秋田郡飯田川町下虻川字今方 六の二、七の二、八の二、九の二、一〇の二、一 一の二、一四の二、一六の二、一七の二、一八の 一、一九の二、二〇の二、二一の二、二二の二、 二五の二、二七の二、二九の二、三〇の二、三一 三三、三五から三七まで、三九、四一、四二、四 四、四六、四八から八一まで、八三から八五まで、 八七、八九、九一から一五一まで、一五三から一 八〇まで、二三五の二、二三五の二、二三七の二、 二三七の二、二三八の二、二三八の二、二三九の 一、二三九の二、二四〇の二、二四〇の二、二四 一の二、二四一の二、二四一の二、二四一の二、 二四三の二、二四三の二、二四四の二、二四四の 二、二四五の二、二四五の二、二四六の二、二四 六の二、二四七の二、二四七の二、二四八の二、 二四八の二、二四九の二、二四九の二、二五〇の 一、二五〇の二、二五一の二、二五一の二、二五 一の二、二五二の二、二五三の二、二五三の二、 二五四の二、二五四の二、二五五の二、二五五の 二、二五六の二、二五六の二、二五七の二、二五 七の二、二五八の二、二五八の二、二五九の二、 二五九の二、二六〇の二、二六〇の二、二六一の 一、二六一の二、二六二の二、二六二の二、二六 三の二、二六三の二、二六五の二、二六五の二、 二六七から二六九まで、二七〇の二、二七〇の二、 二七一の二、二七一の二、二七一の二、二七一の二

<p>二、二七三の一、二七三の二、二七四の一、二七四の二、二九八の一、二九八の二、二九八の三、二九八の四、二九八の五、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の三、三〇〇の四、三〇〇の五、三五〇の一、三五〇の二、三五〇の三、三五〇の四、三五〇の五、三五二の一、三五二の二、三五二の三、三五二の四、三五二の五、三五三の一、三五三の二、三五三の三、三五三の四、三五三の五、三五四の一、三五四の二、三五四の三、三五四の四、三五四の五、三五五の一、三五五の二、三五五の三、三五五の四、三五五の五、三五七の一、三五七の二、三五七の三、三五七の四、三五七の五、三五八の一、三五八の二、三五八の三、三五八の四、三五八の五、三八四の一、三八四の二、三八四の三、三八四の四、三八四の五、三八五の一、三八五の二、三八五の三、三八五の四、三八五の五、三八六の一、三八六の二、三八六の三、三八六の四、三八六の五、三八七の一、三八七の二、三八七の三、三八七の四、三八七の五、三八八の一、三八八の二、三八八の三、三八八の四、三八八の五、三八九の一、三八九の二、三八九の三、三八九の四、三八九の五、四七六から五〇三まで、五〇七から五一六まで及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字街道下 一一から一九まで、三〇の三、三一の四、三二の三、三四の一、三四の二、五九の四、五九の五、六〇、六三から八九まで、九〇の六、九〇の七、一一二、一一三の一、一一三の二、一一四から一一二まで、一一四から一一八まで及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字街道下一本木 一六の一、一六の二、一六の五、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二〇の三、二〇の四、二〇の五、二一の一、二一の二、二一の三、二一の四、二一の五、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、二二の五、二四の一、二四の二、二四の三、二四の四、二四の五、二五の一、二五の二、二五の三、二五の四、二五の五、二六の一、二六の二、二六の三、二六の四、二六の五、二七の一、二七の二、二七の三、二七の四、二七の五、二八の一、二八の二、二八の三、二八の四、二八の五、二九の一、二九の二、二九の三、二九の四、二九の五、三〇の一、三〇の二、三〇の三、三〇の四、三〇の五、三一の一、三一の二、三一の三、三一の四、三一の五、三二の一、三二の二、三二の三、三二の四、三二の五、三三の一、三三の二、三三の三、三三の四、三三の五、三四の一、三四の二、三四の三、三四の四、三四の五、三五の一、三五の二、三五の三、三五の四、三五の五、三六の一、三六の二、三六の三、三六の四、三六の五、三七の一、三七の二、三七の三、三七の四、三七の五、三八の一、三八の二、三八の三、三八の四、三八の五、三九の一、三九の二、三九の三、三九の四、三九の五、四〇の一、四〇の二、四〇の三、四〇の四、四〇の五</p>
--	---	---

<p>四一の一、四二の一、四二の二、四三の一、四三の二、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六の一から四六の三まで、六七、六八の一、六八の二、六九から八三まで及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字袋 一五の一、一五の二、一六から四五まで、四六の一、四六の二、四五の二、五五の三、五六の二、五六の三、五七から八三まで、八四の一、八四の二、八五の二、八五の四、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九〇の一、九一の一、九二の一、九二の三及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字押切 三六の二、三七の一、三八の一、三九の一、四〇、五一</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字今方 三の一、五の一</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字碓 一、二、四から八まで、一〇から六一まで、六四、六六から七四まで、七六、七七、七九から九〇まで、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四の一、一〇五から一〇八まで、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の一、一一三の一、一一四の一、一一五の一、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二の一、一二三の一及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字瀧端</p>
--	---	--	--	--	-----------------------

<p>四三の二、四四及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字西又 一四の一から一四の三まで、一五の一、一五の二、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二一の一、二一の二、二二の一、二二の二、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二、二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇から四三まで、四四の一、四四の二、七〇の一、七〇の二、七一から九九まで、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字新田南</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字小沖 一〇六から一三五までの各一部、一四九から一六八まで、一七〇から一八〇まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>南秋田郡飯田川町下虻川字小沖</p>	<p>南秋田郡飯田川町下虻川字小沖 六九の二の一部、六九の三の一部、七〇から七九までの各一部、八八の一部、九〇から九三までの各一部、九四から一〇二まで、一〇四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>

<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字孫兵工堰 九、九の一から九の九まで、一〇の一から一〇の六まで、一一の一、一一の二、一二の一から一二の三まで、一三の一から一三の三まで、一四の一、一四の二、一五から一七まで、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇の一から二〇の三まで、二一の一から二一の七まで、二二、二二の二、二二の三から二二の七まで、二七から三六まで、三六の一から三六の二まで、三六の四、三六の五、三六の六から三六の九まで、三六の二六から三六の二七まで、三六の二八から三六の三〇まで、三六の三一から三六の三三まで、三六の三四、三六の三五、三六の三六から三六の三九まで、三六の四〇から三六の四一まで、三六の四二、三六の四三、三六の四四、三六の四五、三六の四六、三六の四七、三六の四八、三六の四九、三六の五〇、三六の五一、三六の五二、三六の五三、三六の五四、三六の五五、三六の五六、三六の五七、三六の五八、三六の五九まで、三六の六〇から三六の六四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字孫兵工堰 一から四まで、五の一から五の三まで、六の一から六の九まで、七の一から七の三まで、八の一、八の二、九、九の一から九の二〇まで、一〇、一〇の一から一〇の二まで、一一から一四まで、一五の一から一五の五まで、一六の一から一六の三まで、一七の一から一七の六まで、一八、一九の一、一九の二、二〇の一から二〇の四まで、二一、二二の一から二二の三まで、二三、二四の一から二四の六まで、二五、二六の一から二六の三まで、二七から三一まで、三一の一、三一の二、三一の四から三一の六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
---	--

<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字川口 一から四まで、五の五から五の四まで、六から八まで、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二から一一の三まで、一二の一、一二の二から一二の三まで、一三、一三の三から一三の七まで、一四、一四の一から一四の一〇まで、一五の一、一六の一、一七の一、一七の二、一七の五、一七の六、一八の一、一八の三から一八の六まで、一九の一、二〇の一、二〇の二、二〇の三、二〇の四、二四の一、二五の一、二六の一、二七の一及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字千波 一、二の一、二の二、三の一、三の二、四から七まで、八の一から八の六まで、九の一から九の三まで、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三、一三の一から一三の六まで、一四、一四の一から一四の二まで、一五から一七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字道ノ下 一の一、一の二、二の一から二の五まで、三の一から三の五まで、四から七まで、八の一から八の三まで、九の一から九の三まで、九の五、九の九から九の一五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字沼田 一一の三、一一の四、一二の三、一二の四、一三の一、一六の一、一六の三から一六の六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
--	---	---	--

南秋田郡飯田川町和田妹川字新田北

<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字新湯端 二四三の二、二四三の四 南秋田郡飯田川町和田妹川字治郎右工門堰 三六の一九三から三六の二四五まで、三六の二四九から三六の三六七まで、三六の三九八、三六の四〇五から三六の四〇九まで、三六の四二一から三六の四四六まで、三六の四五四、三六の五〇六、三六の五〇七、三六の五〇九、三六の五一〇、三六の五三三、三六の五三八、三六の五四三、三六の五五三、三六の五六〇から三六の五六五まで、三六の五六七から三六の五七〇まで、三六の五七五から三六の五七七まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字川口 二八の一、二八の二、二八の五、三〇の一、三一一の一、三三二の一から三三二の三まで、三三三の一から三三三の三まで、三四の一から三四の三まで、三五、三五の一、三五の三から三五の一〇まで、三五の一二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字川口源道堰 一、一の一、二から五まで、六の一から六の三まで、七から九まで、九の一、九の四、九の五、九の七から九の一まで、一〇、一〇の一、一〇の三から一〇の七まで、一一から一三まで、一四の一から一四の三まで、一五から一七まで、一八の一から一八の三まで、一九から二三まで、二四の一、二四の二、二五から二八まで、二九の一から二九の三まで、三〇から三四まで、三四の一から三四の八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
---	--	--

<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字中鏑 二八の一、二八の二、二九、三〇の一から三〇の七まで、三一の一から三一の六まで、三二の一から三二の七まで、三八の一から三八の三まで、三八の五、三九から四二まで、四二の一から四二の五まで、四三、四三の一から四三の四まで、四四から四八まで、四九の一、四九の二、五〇から五五まで、五六の一、五六の二、五七、五八の一、五八の二、五九から六一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字沼田 一〇の三、一四の一、一四の三、一五の一、一七の一、一七の三から一七の五まで、一八の一、一八の三、一八の四、一九の一、一九の二、二〇の一から二〇の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川字三枚田 一の一、一の一、二の一から二の八まで、三の一から三の三まで、四、五、五の一から五の一一まで、五の一三から五の三〇まで、五の三五から五の四一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
---	---	--

秋田県告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鹿角郡小坂町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
鹿角郡小坂町小坂字向 九〇の二	鹿角郡小坂町小坂字松倉出口
鹿角郡小坂町小坂字大木原 三二の二の一部及び隣接する水路である公有地の一部	鹿角郡小坂町小坂字向
鹿角郡小坂町小坂字村上 五九の二及び隣接する道路である公有地の全部	鹿角郡小坂町小坂字村下
鹿角郡小坂町小坂字向 五八の一	鹿角郡小坂町小坂字向
鹿角郡小坂町小坂字湯谷地 五の三、二八の三、二八の四、三一の一、三二から三四まで、三五の二、三六の一、四四の一、四七の一、四九、五一、五三から五七まで、五八の五、五九の二、五九の四、六〇、六〇の二、六一の八、六三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	鹿角郡小坂町小坂字欠下
鹿角郡小坂町小坂字渋沢出口 三七の一、三七の三	鹿角郡小坂町小坂字大木原
鹿角郡小坂町小坂字向 七の三に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに二の一の地先の水路である公有地の一部	鹿角郡小坂町小坂字大木原
鹿角郡小坂町小坂字村上 四の一の一部	鹿角郡小坂町小坂字砂子沢
鹿角郡小坂町小坂字余路米	鹿角郡小坂町小坂字銭

一九の二、二四の二、二五の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
森

秋田県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
針生皮膚科内科医院	医療法人 敬仁会 理事 事務長	横手市平城町七番八号	皮膚科、内科	平成十六年四月一日

秋田県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。

平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
医療法人 敬仁会 針生皮膚科内科医院	医療法人 敬仁会 理事長	横手市平城町七番八号	針生皮膚科内科医院	医療法人 敬仁会 針生皮膚科内科医院	平成十六年十月十三日

秋田県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----	-----------	-------	-----------

針生皮膚科医院	針 生 敬 三	横手市平城町七八	平成十六年三月三十一日
---------	---------	----------	-------------

秋田県告示第四十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
土崎港秋田線	新	旧	土崎港秋田線	秋田市將軍野南五丁目四七番六地先から外旭川字鳥谷場三番地先まで	五・四〇〇、八・〇〇〇	〇・九三六
土崎港秋田線	新	旧	土崎港秋田線	秋田市將軍野南五丁目四七番六地先から外旭川字鳥谷場三番地先まで	五・四〇〇、八・〇〇〇	〇・九三六

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年一月十四日から同月二十七日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四十九号

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
比内森吉線	新	旧	比内森吉線	北秋田郡森吉町森吉字桐内沢国有林一〇二二林班ち小班地内	九・〇〇〇、一〇・〇〇〇	〇・〇二八
比内森吉線	新	旧	比内森吉線	北秋田郡森吉町森吉字桐内沢国有林一〇二二林班ち小班地内	二四・〇〇〇、二六・〇〇〇	〇・〇二八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年一月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第五十号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	比内森吉線	比内森吉線	比内森吉線	北秋田郡森吉町森吉字桐内沢国有林一〇二林班は小班からに小班まで	〃	一七・〇〇〇～三一・〇〇〇	〇・〇四七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年一月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年十一月四日付け指令由建 二千三百八十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年一月十四日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町二番四十三号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩 本 竜 大

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市石脇字田尻野三十六番二十九、三十六番二十四、三十六番五十三、三十六番百七十五、三十六番百八十、三十六番百八十一及び字田尻二十八番二

公 告

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、若美町渡部土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
 南秋田郡若美町弘戸字渡部四十一番地三
 泉 良 夫

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、横手中央土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
 横手市杉目字野中二番地一
 遠 山 鐵 治

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成十七年一月五日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 合併により設立された土地改良区
秋田県仙南土地改良区
- 二 合併により解散した土地改良区
横手市金沢旧前郷土地改良区
仙北郡仙南村土地改良区

県営土地改良事業（金沢地区担い手育成基盤整備事業）につき、その工事を平成十六年十二月十三日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十七年一月十四日
秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
レーザーラマン分光装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十七年三月二十九日（火）
 - (四) 納入場所
秋田県立大学木材高度加工研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十七年一月十四日（金）から同月二十四日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年一月二十八日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
電子計算組織 一式
 - (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所

秋田県立仁賀保高等学校

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

語学演習装置 一式 平成十七年一月ころ

(六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十六年七月十六日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

1) 資格に係る申請

2) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年一月三十一日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋季条例第二十九号(第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十七年一月十四日(金)から同年二月七日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月十四日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条

までに規定することによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定することによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 14 February, 2005

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of

Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita

prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

語学演習装置 一式

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
平成十七年三月三十日(水)
- (四) 納入場所
秋田県立花輪高等学校
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
パーソナルコンピュータ 五十台 平成十七年一月ころ
- (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十六年七月十六日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 入札の資格に係る申請
1) 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年一月三十一日(月)までに提出すること。
2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月十四日(金)から同年二月七日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年二月十四日(月)午前十一時十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定することによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定することによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing System of Language Laboratory
- 2 Time-limit of tender : 11:15 A.M. 14 February, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び購入予定数量(一ページ当たりの単価契約とする。)
- 広報紙「県政だより あきた新時代」
- 年間十二回発行 一回当たり四十一万六千部
- 総ページ数 五千九百九十万四千ページ

- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
契約した日から平成十八年二月二十七日(月)
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - 2 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 3 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - 1 資格に係る申請
 - 2 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(二)に掲げる場所へ平成十七年二月十四日(月)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月十四日(金)から同年二月二十二日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年二月二十八日(月)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定することによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
入札金額は、一ページ当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第

- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (七) その他
詳細は、入札説明書による。
 - 七 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : Public Relations Bulletin of Akita Prefectural Government " Akita-Shinjidai "
 - 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 28 February, 2005
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十七年一月十四日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
 - 三 落札者を決定した日
平成十六年十二月十七日

ページ	段	行	誤	正	<p>平成十六年十月二十四日に実施した行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十六年度行政書士試験の結果、次の者が合格したので、公示する。</p> <p>平成十七年一月十四日</p> <p>財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内 祐 司</p> <p>受験番号</p> <p>〇九一〇〇二〇 〇九一〇〇〇一一 〇九一〇〇二〇〇 〇九一〇〇〇三三</p> <p>〇九一〇〇五五 〇九一〇〇〇六三 〇九一〇〇三三三 〇九一〇〇三四八</p>
そ の 他					
<p>四 落札者の名称及び住所 通研電気工業(株)秋田支社 秋田市川元山下町一 二</p> <p>五 落札金額 三千九十七万五千円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 一般競争入札の公告を行った日 平成十六年十一月十六日</p>					
<p>平成十六年十二月二十八日(千六百三十六号)掲載の秋田県告示第千二百一十一号(保安林予定森林の指定通知) (原稿誤り)</p> <p>二 下 七 止(二)指定の目的 なだれの防 止(二)指定の目的 なだれの危険の防止</p> <p>平成十六年十二月二十八日(千六百三十六号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員就任の届出) (原稿誤り)</p> <p>五 上 終りか 就任理事の住所及び氏名 就任監事の住所及び氏名</p>					

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaransetu.co.jp

